

## ⑮講演会「子どもや若者の自己形成と居場所」および「ひきこもり相談会」を開催

今、多くの子どもや若者達が「居場所」を失い、そのことが「不登校」「ひきこもり」などを引き起こす一因となっています。子どもや若者達にとって必要な居場所とは、どのような「場」なのでしょう。

講演会では、子どもや若者の自己形成と居場所の意味について学び、不登校やひきこもりなどの諸問題への対応のヒントを得ていただければと思います。

講演会終了後には、ひきこもりに関する相談会を行います。

**日時** 11月13日（火）午後1時～4時30分（受付：午後0時30分～）

**会場** 茨城県健康プラザ 3階大会議室他（水戸市笠原町993-2（茨城県予防医学プラザ内））

**内容** 第Ⅰ部 講演：「子どもや若者の自己形成と居場所」  
講師：萩原建次郎さん（駒澤大学教授）

第Ⅱ部 ひきこもり相談会

**対象者** 講演内容に興味のある方、子どもや若者の支援機関の担当者等

**参加費** 無料

**申込方法** 電話、FAX、またはEメールでお申し込みください。

第Ⅱ部の相談会は、講演終了後に会場にて申込みを受け付けます。

**申・問** 茨城県水戸保健所 保健指導課 TEL 029-241-0571（直通番号）

FAX 029-241-5313 Eメール mitoho05@pref.ibaraki.lg.jp

## ⑯11月は労働保険適用促進強化期間です

**労働保険とは**

労働保険は、労働者災害補償保険（通称・労災保険）と雇用保険を総称したもので、労働者とその家族を守るための制度です。

**労災保険とは**

労働者が業務上の事由または通勤によって負傷したり、仕事が直接の原因となる病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に、被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。

また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

**雇用保険とは**

労働者が失業した場合や労働者の雇用継続が困難となる事由が生じた場合に、失業等給付を行うとともに、再就職を促進するための必要な給付を行うものです。

**労働者を一人でも雇用する事業主**は、労働保険の加入が義務付けられています。パートタイム労働者の方で、一定の要件を満たす方は雇用保険の加入が義務付けられています。

**問** 【保険制度の詳細および加入手続き】

茨城労働局労働保険徴収室

TEL 029-224-6213

水戸労働基準監督署 TEL 029-226-2237

ハローワーク 笠間 TEL 0296-72-0252

⑥ページ **健康・医療・介護・育児など24時間年中無休無料で相談が受けられます。**  
かさま健康ダイヤル24 ☎

## ⑯平成24年分確定申告の雑損控除の扱いについて

東日本大震災により住宅等の資産に損害があった場合は、所得税と市・県民税の雑損控除の申告をすることにより減税できる場合があります。雑損控除を受けるためには、雑損控除計算書の作成が必要になります。

そのため、笠間市では、下記のとおり計算書の作成を電話予約で受け付けます。なお、修繕がまだお済みでない方へのご案内は、後日、広報等でお知らせします。

**期間** 11月1日（木）～12月14日（金）※土日、祝日は除く

（午前中：午前9時～11時、午後1時～4時）

**会場** 笠間市役所本所 1階 税務課

※随時、電話で予約を受け付けます。日時を予約してください。

※事前に電話受付が無い場合はお受けできません。また、予約状況によりご希望の日時にお受けできない場合があります。

○用意するもの

●昨年雑損控除を受けた方が今年も控除を受ける場合

①お手持ちの雑損控除計算書の控

②修繕費、取壊・除去費用等の領収証

③被害に対し受け取る保険金等がある場合、その金額がわかるもの

④昨年計算した資産以外の修繕をされた場合、その資産の取得時期、取得価格がわかるもの

●今年初めて雑損控除を受ける場合

①被害にあった資産の取得時期、取得価格がわかるもの

②修繕費、取壊・除去費用等の領収証

③被害に対し受け取る保険金等がある場合、その金額がわかるもの

④市町村の発行した「り災証明書」

※雑損控除の計算の結果、その方の収入や、資産の状況によって、控除が受けられない場合があります。

**問** 税務課 市民法人税グループ（内線112・113）

## ⑰友部公民館「親子映画会」を開催

「忍たま乱太郎」「銀河鉄道999」の二本立てで親子映画会を開催します。みなさまのご来場をお待ちしています。

**期日** 11月3日（土・祝）

**上映時間** 午前の部 午前10時～

（開場は午前9時30分～）

午後の部 午後1時～

（開場は午後0時30分～）

**会場** 友部公民館3階 大ホール

**定員** 各300名

**料金** 無料

※事前申込み、入場券の配布はありません。

**問** 友部公民館 TEL 0296-77-7533

## ⑱笠間環境を考える会「第4回サケを観る会」を開催

笠間環境を考える会ではサケを観る会を実施します。涸沼川でサケを観ましょう。

**日時** 11月10日（土）・11日（日）

午前9時～午後3時

**場所** 吉原橋

（笠間市南吉原 関東セキスイ工業下）

※当日は案内者が吉原橋付近に看板を立ててお待ちしています。

**問** サケを観る会グループ長 塩畑 進

TEL 0296-77-5903

※活動についてはボランティア保険の対象ではありません。

国民健康保険税の納付は口座振替にすると便利です。

③ページ